

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

理由

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならないと、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。  
一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現すべきです。

(件名) 「鹿児島県情報公開条例」第12条(開示決定等の期限)の見直しを求める  
陳情書

(陳情の趣旨)

「鹿児島県情報公開条例」は、第12条(開示決定等の期限)第1項で、開示請求のあった公文書の開示あるいは不開示の決定を、原則として「開示請求のあった日から30日以内にしなければならない」と定めています。

この「30日期限」は、迅速に県政情報を得ようとする私たちからすれば、あまりにも時間がかかりすぎていると言わざるを得ません(もちろん、すべての公文書の開示決定が、期限ぎりぎりの30日後になっているわけではないでしょう)。

県のホームページ「情報公開制度について」では「県政情報を迅速かつ容易に得られるように」と書かれており、「迅速」を強調しています。「県民参加による公正で開かれた県政の推進」(「県情報公開条例」第1条)のためには、「迅速な」公開が決定的に重要なのです。

現在の「県情報公開条例」(2001年4月1日施行)は、「旧県情報公開条例」(1988年12月1日施行)を全部改正したものです。旧条例では「開示決定期限」は「(開示請求を受理したときは)その日から起算して15日以内に…決定をしなければならない」(第7条)と定められていました。「現条例」の半分の期限内で情報公開努力をなささいーという規定なのです。どちらが県民の方を向いているかは明らかです。

県情報公開条例が施行された2001年4月1日は、国の情報公開法の施行日です。情報公開は自治体の取り組みが国よりずっと進んでいましたが、この年にやっと国が追いつきました。この法では「開示決定期限」について「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」(第10条)としていますから、「旧県条例」よりかなり緩い基準です。「現条例」は、その緩い基準に合わせてしまったということです。

条例は、すべて法律に合わせなければならないというものではありません。私たちが調べたところ、全国47都道府県の情報公開条例で、国と同じ「30日以内に決定」という開示決定期限を定めているのは、鹿児島と千葉の2県だけです。最も期限が短いのは、「10日以内」の岡山と山口。次いで「14日以内」の栃木、東京、石川。その次が「15日以内」で、残りの40道府県です。鹿児島県の「旧条例」が定めていた「15日以内」は、全国の道府県のいわば標準的な基準だったのですが、今や全国最悪の緩い基準に改められてしまっています。

県政情報の迅速な公開と、それによる県民のより積極的な県政参加、および緊張感をもった県政運営を実現するため、上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

一 「県情報公開条例」第12条第1項で「開示決定等の期限」について「30日以内」とあるのを見直し、「旧県情報公開条例」が定めていたように「15日以内」に改めること。

以上